

情報通信審議会総会（第21回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成21年5月25日（月） 16時00分～17時00分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

委員

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、青木 節子、荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、井野 勢津子、長村 泰彦、清原 慶子、斎藤 聖美、酒井 善則、佐野 真理子、畠 信彦、新町 敏行、鈴木 陽一、高橋 伸子、高畑 文雄、滝 久雄、竹中 ナミ、辻 正次、東海 幹夫、徳田 英幸、服部 武、町田 勝彦、村上 輝康

（以上26名）

第3 出席した関係職員等

(1) 総務省

鈴木 康雄（総務審議官）、小笠原 倫明（情報通信国際戦略局長）、山川 鉄郎（情報流通行政局長）、桜井 俊（総合通信基盤局長）、戸塚 誠（政策統括官）、河内 正孝（官房総括審議官）、田中 栄一（官房総括審議官）、谷脇 康彦（情報通信政策課長）、吉田 博史（地上放送課長）、三田 一博、（地上放送課企画官）

(2) 事務局

山根 悟（情報通信国際戦略局参事官）

第4 議題

答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について【平成16年1月28日付け諮問第8号】

報告事項

ア. デジタル新時代に向けた新たな戦略について～緊急3カ年プラン～

イ. 経済危機対策について（ICT関連）

開 会

○大歳会長　それでは、ただいまから情報通信審議会総会（第21回）を開催いたしたいと思います。

本日は、委員30名中、現時点では24名ご出席で、少しおくれてお越しになる委員もいらっしゃいますが、現時点で既に定足数を満たしておりますので、開催したいと思っております。

本日の会議は、公開で行います。

また、本会議の様子は、インターネットによりまして中継しておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議 題

答申事項

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について

○大歳会長　それでは、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及び地上デジタル放送推進に関する検討委員会におきまして、ほんとうに精力的に皆さんに調査・審議していただきまして、このたび中間答申（案）という形で取りまとめていただきました。

それでは、村上部会長から中間答申（案）のご説明をお願いします。

○村上委員　本件、地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割につきましては、情報通信政策部会の地上デジタル放送推進に関する検討委員会、これは村井慶應義塾大学教授に主査を担当していただいておりますけれども、この検討委員会におきまして、昨年6月に第5次の中間答申を出させていただきましたが、その後、2011年のアナログ放送終了を確実に実施するために、非常に多角的な検討をしていただきました。

5月22日の情報通信政策部会で、この検討委員会の村井主査から検討結果をご報告いただきまして、第6次の間答申案を審議いたしました。基本的な骨格については了承することとなりました。なお、一部肩に力が入った表現が見られたということで、その辺りを若干修正させていただき、事実関係の更新等も最新のものにさせていただきまして、本日の総会に第6次の間答申案として提出をしていただいております。

この第6次の間答申の役割としまして、第5次の間答申で提言しました施策の実施状況のフォローアップをまずやるということと、第5次の答申で、今後の検討課題になりました事項の審議と新しい課題についての検討を行いました。アナログ放送の終了期限までに残された期間で、関係者が連携・協力して万全な取り組みを行うための施策等について提言をいたしました。

主な提言内容といたしましては、チューナー等の無償給付ということを決めておりますけれども、この実施方法の具体化、それから対応ができております共聴施設の改修の促進策、それからケーブルテレビのデジアナ変換の導入などがございます。2011年7月にアナログ放送を円滑に終了し、デジタル放送の完全移行をしていくために、この答申の提言内容を踏まえて、今後、政府関係者におきましては、しっかりと取り組んでいただきたいと考えております。

答申案の具体的な内容につきましては、事務局から説明をしていただきます。よろしくをお願いします。

○吉田地上放送課長　事務局を務めさせていただいております情報流通行政局地上放送課長の吉田でございます。

部会長からのご指示に基づきまして、答申案の概要をご説明させていただきます。

部会長からもお話がございましたとおり、地上デジタル放送の検討委員会におきましては、昨年6月の第5次中間答申以降、会合を9回開催いたしましたほか、受信機器購入等の支援の具体的な実施方法につきまして、ワーキンググループを設置し、5回開催し、専門的な観点からご議論をいただきました。今月、検討委員会におきまして、答申案につきまして議論を行いまして、その後のメール審議等を経まして、先週の情報通信政策部会でもご議論いただいた結果を、本日、資料21-1ということで、答申案としてお諮りをさせていただく次第でございます。本日は、21-1-1という概要版、横長の資料に基づきましてご説明させていただき、ときどき本文の21-1-2のほうに言及をさせていただきたいと思っております。

21-1-1をおめぐりください。目次がございまして、目次の構成がごらんのとおりになってございます。総論から始まりまして、国民にご理解いただくための取り組み、受信側の課題、送信側の課題、有効活用、あるいはアナログ放送終了にあたってのその他の課題、推進体制、アナログ放送終了後の課題という8章に分かれた構成となっております。

1枚おめぐり、1ページをごらんください。第1章の総論ということで、基本的な考え方や第6次中間答申の役割などを記述してございます。まず、基本的な考え方といたしまして、デジタル放送への完全移行は、我が国全体、また国民一人一人が、大きなメリットを享受するために、必ず実現すべきものであり、国民の皆様は、行動に移していただくための取り組みが急務になっているという認識を示してございます。

放送のデジタル化の意義につきましては、高画質・高音質、データ放送などとともに、周波数の有効利用などについて記述しておるほか、諸外国の状況につきましても言及をしております。

また、第6次中間答申、本中間答申の役割につきまして、大きく3つ挙げてございます。1つは第5次中間答申で提言いただいた施策の実施状況のフォローアップ、また、同じく5次中間答申で今後の検討課題となった事項、3つ目として新たな課題への検討の3つを挙げてございます。

アナログ放送終了期限を2011年7月24日と決めまして、そのデッドラインまでの残された期間で関係者が連携・協力して万全の取り組みを行うための施策について、この中間答申案で提言をいただいているところでございます。

2ページをごらんください。第2章、国民の理解醸成ということで、周知広報につきまして、21-1-2の5ページをごらんいただければと存じます。5ページにございますように、総務省地デジコールセンターというものを設置してございますが、そちらにおける相談件数、このように年度ごとに増えているところでございます。特に、昨年度、平成20年度におきましては急激に増えておりまして、特に受信方法に関する問い合わせ、あるいは受信エリアなどについてのお問い合わせ、あるいは、その下のほうにございますけれども、受信障害・混信などの具体的な事例についての問い合わせということが非常に増えている状況にございます。

そういう現状を踏まえまして、概要版のほうにお戻りいただきまして、スポットや番組を活用した周知、自治体広報誌、ポスター、ダイレクトメール、説明会、個別訪問、

あるいはインターネットなど、多様な周知広報手段を用いて取り組みを強化することなどを提言しております。

経済波及効果につきましては、こういう経済波及効果の観点からの意義も国民にわかりやすく説明する必要性などについて提言を盛り込んでいただいております。

第3章、受信側の課題についてでございますが、まず受信機の普及についてでございます。受信機器購入等支援事業の実施やエコポイントを活用したデジタルテレビの購入支援などを着実に実施することにより、デジタル受信機の普及促進が必要であること。

また、本文のほうの84ページ、下のほうにページがございますが、後ろのほうで、84ページをごらんください。都道府県別の普及状況というのを、私ども、この3月に調査をいたしました。全体としては60.7%ということで、普及目標に及ばないものの、かなり近づいてはきておりますけれども、ごらんいただけますように、地域によってばらつきがある状況でございます。こういう地域によって普及率が低い地域で取り組みの強化が必要であることを提言に盛り込んでいただいているところでございます。

概要版のほうにお戻りいただきまして、引き続き簡易なりモコンなどの使いやすい機器の普及が必要であること。カーナビについても、利用者の混乱が生じないよう関係業界等において適切な対応が必要であることなどを受信機普及の課題として提言を盛り込んでいただいているところでございます。

受信機器購入等の支援につきましては、冒頭もお話し申し上げましたとおり、ワーキンググループを設置いたしまして、厚生労働省や自治体の福祉担当の方々にもご参加いただきまして、具体的な実施方法を検討いただきました。

検討の結果といたしまして、この報告書本体のほうにその報告につきましても添付してございますけれども、支援措置の情報提供のやり方、例えば福祉事務所等の協力を得て支援実施法人が実施し、幅広い周知広報が必要であること。あるいは、個人情報保護への留意であるとか、転売の防止などについて、具体的な実施方法について提言を盛り込んでいただいているところでございます。

3ページをごらんください。高齢者等へのサポートということで、全国できめ細かく説明会や戸別訪問を実施し、その際、例えば販売店舗の紹介を求められることなどが想定されることから、販売活動との混同を生じさせないようにしつつ、どういう具体的な対応が可能かどうか検討すべきであること。あるいは、地域における福祉団体やボランティア活動との連携を行い、高齢者等にも必要な情報が伝わりやすい環境づくりに努め

ることなどについて提言を盛り込んでいただいているところでございます。

受信障害対策共聴施設と集合住宅共聴施設、いわゆるビル陰の共聴施設と、アパート、マンションなどの共聴施設のことですが、これらの対応促進につきましては、幅広い関係者が現状認識を共有するとともに、地域ごとの進捗目標を含むロードマップを早期に作成すること。

情報集約・共有の方法や施設のデジタル化対応の方向性、関係者の役割や具体的取り組みなどについて、緊急対策を早急に取りまとめること。共聴施設デジタル化に特化した推進体制を早期に整備することなどを提言として盛り込んでいただいております、これらの受信障害施設、集合住宅共聴施設の取り組みを特に加速する必要があることが提言の中に盛り込まれてございます。

4ページをごらんください。辺地共聴施設の対応促進につきましては、2010年末までに、対応可能なすべての自主共聴施設がデジタル対応を終えることができるよう、ロードマップの策定等、計画的な実施に取り組むことなどを提言に盛り込んでいただいているところでございます。

個別アンテナの改修等の促進につきましては、地域の実情に応じた情報提供を行うとともに、地域ごとの工事のあっせん制度を設けることなどを検討すること。簡易アンテナの設置可能な環境条件、メリット、デメリットなどをわかりやすく示し、その活用促進を図ることなどを提言として盛り込んでいただいているところでございます。

また、公共施設のデジタル化につきましては、補正予算案の施策等を活用し、学校等の公共施設について、速やかにデジタル化対応を行うことなどを提言に盛り込んでいただいているところでございます。

5ページをごらんください。第4章、送信側の課題の中で、まず中継局の整備促進につきましては、2010年末までに、ロードマップによる中継局整備などを着実に達成するよう、各放送事業者が責任を持って取り組むべきこと。中継局整備にかえて、共聴施設等に対応する地区は、放送事業者の責任で代替方法による受信を確実なものとするべきことなどをご提言に盛り込んでいただいているところでございます。

デジタル難視解消につきましては、デジタル電波の未発射地域も含め、すべての地域について2010年末までに対策計画を策定し、2011年春までに対策を実施することなどを盛り込んでいただいているところでございます。

デジタル混信解消につきましては、本年8月までに混信対策計画を立案し、速やかに

実行すること。混信による受信障害が特に大規模に発生している地域での対策などについて、取り組みを一層強化していくことなどを盛り込んでいただいているところでございます。

衛星利用による暫定的な難視聴対策につきましては、実施期間を2010年3月から15年3月末までとすること。NHKのアナログ難視地区は衛星でNHKの放送が視聴できるようにすること。対象地区につきましては、2015年3月末、事業が終了するまでに、地上系放送基盤による恒久的対策が確実に実施されるよう、継続的な検討・実施体制を確保すべきことなどを盛り込んでいただいているところでございます。

6ページをごらんください。ケーブルテレビのデジタル化の促進とともに、ケーブルテレビのデジアナ変換サービスの暫定的導入の促進について盛り込んでいただいております。デジアナ変換の導入に関する国民の理解醸成がまず必要であること。あるいは、デジアナ変換は緊急避難的な措置として導入を促進することとし、運用期間と終了時期を国があらかじめ明確に定めること。できる限り多くの事業者がデジアナ変換を実施できるよう導入支援措置を検討することなどについて盛り込んでいただいているところでございます。

また、ケーブルテレビの地デジのみサービスの導入の促進や、IP再送信の普及促進についても盛り込んでいただいております。

7ページをごらんください。第5章、デジタル放送の有効活用につきましては、公共分野での活用促進といたしまして、関係省庁による取り組みの強化、字幕放送・解説放送等の推進につきまして、CMへの字幕付与を早急に実施・普及するよう取り組むこと。障害者への配慮という観点に加え、ビジネスベースでも一層普及が進むよう関係者が連携して取り組むことなどにつきまして盛り込んでいただいております。

地デジの特性を活かした番組づくりといたしまして、放送事業者が高画質・高音質の放送やマルチ編成に取り組むことなどについて盛り込んでいただいております。

緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取り組みについても提言に盛り込んでいただいているところでございます。

8ページをごらんください。第6章、アナログ放送終了にあたっての課題ということで、まず、悪質商法対策につきましては、高齢者を対象とした訪問型の悪質商法を中心に、被害防止に向けた注意喚起等を一層行っていくこと。関係省庁間での情報共有と、周知広報の強化に一層積極的に取り込むことなどにつきまして盛り込んでいただい

るところでございます。

廃棄・リサイクルにつきましては、循環型社会構築の観点からも重要な課題であり、関係省庁が連携・協力した取り組みを行うべきとした上で、エコポイントを活用したアナログテレビのリサイクル促進策の着実な実施。チューナーなどとの接続やケーブルテレビの利用などで引き続きアナログテレビが使用できることも周知をきちんと行うことなどにつきまして盛り込んでいただいているところでございます。

次のアナログ放送終了手順、もう一度本文の71ページをごらんください。71ページに図がございますけれども、現在、左上にあります参考1のようなアナログロゴというものが表示されているところでございます。これにつきまして、参考2のような告知スーパーなども順次挿入がされているところでございます。2011年7月にはアナログ放送を終了するわけでございますが、その終了の最終月におきましては、参考4から参考8の間でございますような、例えば参考4、お知らせ表示の一部で通常放送を表示する画面、あるいは、参考5のように通常の番組の上にお知らせ画面を表示した画面、あるいは、参考6のように地デジ対応方法を紹介するミニ番組などのいずれかの方法をとることが盛り込まれてございまして、さらに、完全停波は2011年7月24日でございますけれども、これにつきましては、問い合わせ対応などを円滑に行えるよう、7月24日の正午とすることなどにつきまして盛り込んでいただいているところでございます。

概要版にお戻りいただきまして、そのほかアナログ放送終了のリハーサルについて、地元地方公共団体や地域住民のご理解を得ながら進めていくこと、BSアナログ放送の終了に係る周知広報との連携についても盛り込んでいただいているところでございます。

9ページをごらんください。第7章、推進体制といたしまして、政府の体制強化、あるいは県単位の推進組織と計画について盛り込んでいただいております。

また、第8章のアナログ放送終了後の課題につきまして、デジタル放送用周波数の再編、リパックにつきましては、個別中継局ごとの対策工程表や周知広報計画を策定すること、デジサポと連携して、そういう策定を今年度中に完了すること、再編が実施される地域に対する説明・周知広報に努めることなどにつきまして盛り込んでいただいております。

最後に、東京スカイツリーへの送信設備の移転につきましては、放送事業者による責任を持った対応、あるいは、影響や対策などについて、視聴者が正確に理解できるよう

早期の周知広報などについて盛り込んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○大歳会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、あるいはご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。伊東委員、いかがですか。いきなりですいません。

○伊東委員　打てそうな手はもう全てお書きになられたのかなという感じが致します。少し細かく見ていきますと、若干ベクトルが一致していないところも見受けられないわけではないのですが、緊急避難的ということなので、一応了解したということでございます。

ご指名をちょうだい致しましたので一言申し上げたいと存じます。1ページの基本的な考え方のところ「不可避」ということが書いてあります。先週の政策部会でもご意見が出たことでございますけれども、どうしてデジタル化が必要なのかという素朴なご質問を受けることがあるとおっしゃった委員がおられました。難しいことはさておき、それなら放送サービスはもう不要ですかという問いかけをしてみるのも一つかなと個人的には最近思っております。デジタル化をしないということは、放送サービスを終了することとほとんど等価なのですよという言い方もできるのかなと思います。今すぐという話ではないのですが、デジタル化をしないで、放送サービスだけを現状のアナログのまま残しておけば、いずれ視聴者はそういうサービスから離れていくことになるでしょうから、遠からずサービスは終了ということに結びつきますよ、それでもよろしいですかというような聞き方もできるのかなとちょっと思ったりしている次第でございます。

以上でございます。

○大歳会長　ありがとうございました。

ほかに。清原委員、どうぞ。

○清原委員　ありがとうございます。

先ほど伊東委員もおっしゃいましたように、今回の答申案には、地上放送のデジタル化に必要な観点というのが、受信側であれ、送信側であれ整理されていて、大変ありがたいと思います。特に基礎自治体である市の立場から申し上げますと、今回、公共施設のデジタル化ということが受信側で明記され、その支援策も国レベルで具体的に示されているということや、あるいは地デジの有効活用というところで、第1番目に公共分野

での活用促進ということが明記されるなど、放送の持つ公共性、公益性、速報性、そして国民生活に欠かせない観点から、必要な部分が整理されていると思います。

特に、具体的な例で恐縮ですが、私どもの市で新型インフルエンザに感染した方が1名、5月22日に確認されたわけですが、その際、金曜日の夕刻でございましたので、私ども、ホームページ等々お知らせをする手段を持っておりますが、放送の速報性ということで、市民の皆様には知らされるとともに、逆に冷静にお願いした内容なども周知することができました。幸い、市内は冷静な対応ができておりますけれども、このような一例を取り上げましても、地上放送のデジタル化が、もう期限が迫っている中、国民の皆様により重要性が認識されて、この答申案で示されたような個別の取り組みが具体的に全府省挙げて、私どものような基礎自治体の取り組み、都道府県のような広域的自治体の取り組みが連携されていく起爆剤になれば幸いと思います。

ありがとうございます。

○大歳会長　ありがとうございます。非常に具体的な、わかりやすい事例だと思っています。

ほかにございますか。佐野委員、どうぞ。

○佐野委員　テレビというのは、もうほんとうに生活の一部になっています。確かにここに書かれている周知広報、認知度97.7%、終了時期の認知度が89.6%で、すごく上がってきているというのがわかります。ただ、普及世帯数がまだまだ6割というところで、あと2年間に残りの4割をどうするのか。私たちはデジタル放送が受信できる環境をできる限り100%に近いところまで持ち上げていかないとなかなか無理じゃないかなと思います。ですから、この2年間でそこまでどうにかいけるような体制をきちんと、この報告書だけでなく、ぜひ実効性を持ったものにしていただきたいと思います。今お話があったように、災害情報というのは、やはり一番早いのがテレビだと思っておりますので、テレビが見られなくなるような環境が起こらないような形でぜひ進めていただきたいと思います。

以上です。

○大歳会長　そうですね。平成21年の目標が80%ということになってはいますが、今の佐野委員のお話は、もっと加速してもいいのではないかと私は受けとめたのですが、エコポイント等も助けにはもちろんなるとは思いますので、実行の仕方ということで、今のご意見は非常に貴重だと思います。ありがとうございました。

新町委員、どうぞ。

○新町委員 今の延長線上のことで、技術的なことの確認になるかもしれませんが、
も、2011年7月24日はもう絶対的に死守するということですか。

○大歳会長 そうです。

○新町委員 これ以降はすべて例外なくアナログは停止すると、これは徹底されている
わけですね。

○大歳会長 そうですね。

○新町委員 そうすると、今、佐野委員からの延長線上でもあるんですけど、それは必
ずしも100%にならなくても実行に移していくということでしょうか。

○大歳会長 いや、7月24日の12時でもうアナログ放送は終了するというので。

○新町委員 そうすると、それはコンティンジェンシープランじゃないですけど、そう
いうものはもうつくってはいないという。

○大歳会長 いえいえ、衛星ですとか、さきほどのデジアナ変換ですとか、そういう緊
急避難的な措置がございます。

○新町委員 そういうものはあるけれども、大きな流れとしては、もうそれは。

○大歳会長 はい。もし私の言ったことが間違えていましたなら、村上委員、訂正をお
願いします。徳田委員どうぞ。

○徳田委員 地上放送のデジタル化に向けて、非常にきめ細かく議論をされている答申
案だと思うんですけども、生活に根づいた移行という、その守りをしっかりという部
分もあるんですけども、この中で、資料21-1-1のページ6の一番下のところの
8.のところに、IP再送信という項目がありまして、守りの部分も非常に大事なんです
けれども、我々情報通信をやっている側からしますと、攻めの部分も非常に大事で、日
本の優位性を確保していくためには、この8.のデジタル化に向けて、デジタルコンバー
ジェンスという視点から、もう少しこれを積極的に、視聴者に利用しやすい条件で20
10年末までにできるだけ広いサービスエリアでと指定されているんですけども、も
う一步踏み込んだ形で、せっきやくブロードバンド100%カバーを目指してやっていま
すので、せっきやく100%を目指しているブロードバンドの利活用を含めていく意味で
も、もう少しIP再送信などが同時にできるような、送信者側も十分ファンクショナリ
ティを維持できればよろしいのではないかと。制度の面が一番難しいとは思いますが、
でも、もう一步さらにプッシュしていただければ、非常に日本の優位性を広く主張で

きるのではないかなという気がします。

○大歳会長　　ありがとうございました。

それでは、町田委員、お願いします。

○町田委員　　今回のこの答申案ですけれども、大変きめ細かく、ほんとうに随所にわたってフォローされていますので、ぜひ着実に実行していただきたいと思います。関係各位のご努力に感謝を申し上げたいと思います。

また、今回の経済対策で地デジの対策は随分織り込まれておられますけれども、随分これが世帯普及促進に大きく役立つんじゃないかなと思います。また、現実にもそのような動きに今なってきております。

ただ、先ほどご説明の中であったんですが、本資料の84ページの地域別の普及率、県別の普及率を見ていて、沖縄県だけが異常に低いんですね。30%台という状況なんです。これが何に起因しているかというようなこともよくご検討いただき、この案が具体的に実行されるに当たりまして、政府としても何らかの対策を打って、一緒に完全にデジタル化できるようにお願いしたいなと思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

経済危機対策につきましては、後ほど報告事項としても入っておりますので、またそこでご意見をちょうだいできればと思います。

ほかに、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員　　概要版6ページなんですが、先ほどから話が出ておりますように、2011年7月24日にアナログ停波に向けて作業が進んでいると思います。その中で、幾つかの例外というのが先ほどの話にもありましたけど、6項目のデジアナ変換サービスの暫定的導入ということですが、この暫定的サービスが終わる目安の日付等がここに書かれていない。つまり、アナログの受像機が一定の規模で残りますというのをこの6番は意味しているんじゃないかと思うんですが、質問なんですが、この6番については、どの程度の規模、どの程度の長さ。私は、なるべく小さく、なるべく短くすべきだと思っ

ての質問です。もし何かイメージがありましたら教えていただければと思うんですが。

○大歳会長　　村上委員。

○村上委員　　これも今年度中に検討して、期間について基準を出すということをおこなう中で、それに向けて粛々とやるということをごさいます。精神としては、暫定的ということですので、できるだけ早くというのが基本精神に入っていると

思います。

○大歳会長　　ありがとうございました。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員　　私は部会委員でもありますので、22日の部会で意見は述べさせていただきます。その上で意見を申し上げたいと思います。

先ほどご説明いただきました本編及び概要版というのは、答申という性格上、国に向けたスタンダードなスタイルになっているんですけども、政府の推進体制を強化せよということがメインでございます。

しかしながら、第2章にありますように、国民の理解醸成をねらってどんどん進めなければいけない段階で、その理解を得られるような書きぶりかという、そうではないので、この答申が出た段階で、それこそ推進体制の中で、国民に対してきちんとメッセージを発していく必要があると思います。

先ほど、ほかの委員の方からメッセージの発し方の一つのご提案がありましたけれども、私は、北風と太陽で言えば、北風のような対策でうまくいかるといえば、そうでないような気がいたしております。普及の中で、今までお買いになった方はデジタルのメリットをよくわかった上で、あるいは経済的にも余裕のある方が手当てされたと思うんですけども、これから受信機等を購入していらっしゃる方というのは、かなり消極的で、その政策に関しても批判、それが先ほどの相談のところで苦情という形でもあらわれていると思うんですね。ですから、もう少しユーザーフレンドリーにする必要があるのではないかなと思っております。

その意味で、これも部会で申し上げたんですけども、今までは、この総会には地デジに関してはデジタルコンテンツの流通と促進に関する委員会の報告、答申も一緒に上がってきて、それがセットで地デジに対する理解を国民に求める形にもなっていたと思うんですが、今回、そちらのほうが一歩おくれるということですので、そのあたりの説明も丁寧にしていただきたいと思います。

受信機の問題も今回の答申に書かれておりますけれども、今まで問題になっておりましたダビング10であるとかB-CASカードの問題、これが受信機の普及とか地デジに対する理解を妨げている面もあるので、本来、私は一緒に出していくべきだと思っておりますけれども、そちらのほうはまだ審議中で、はっきりとした方向性が示されて

おりませんが、その辺も十分に配慮した上で、この答申を世に出していただきたいと思っております。

以上です。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。では、井手委員、お願いします。

○井手委員　　現在でもアナログで難視聴地域があるわけですが、これが2011年にデジタル化したときにどういうふうに対処するかというので、例外的なものとして、ケーブルであったり、BSであったり、それからIPであったりという、これは一般論として述べられるのは非常にいいんですけれども、離島であるとか、過疎地の場合には、それぞれ地方自治体の置かれている状況というのがかなり違って、あるいは住民がどのぐらい負担をするかということも非常に重要な問題でありますし、それから光ファイバーでIPという、先ほど意見がございましたけれども、そういうIPについても、民間事業者が電力会社とか、あるいはNTTに対して働きかけて敷設をしてもらわないとIPの再送信というのはできないわけで、そういった、個々に見ればいろいろな問題というのも抱えていると思っております。

もう一つ、CS放送による再送信という難視聴対策というのも一つは考えられるのではないかと思っております。

そういう意味で、個々の地方自治体、あるいは住民が置かれている状況というのが、多分、いろいろな要素というんですか、その理由があって、なかなか一遍には解決できない問題があると思いますので、ぜひ、こういうのを積極的に取り組んで解決をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

はい、辻委員、お願いします。

○辻委員　　最終的に受信者のうちで、アナログ受信機のままでその時期を迎える方がいらっしゃるということになりますね。その場合には例のセットボックスで対応ということになりますが、国の予算で何台準備して低所得者とか高齢者に配るとかということが必要になってくると思います。何か対応というのは考えておられるのでしょうか。

○大歳会長　　吉田課長、お願いします。

○吉田地上放送課長　　今、辻委員からご指摘がございました、チューナーを配布するこ

とにつきましては、本年度の当初予算におきまして、経済的に困窮度の高い方にチューナーを支援するということを盛り込んでおります。これは第5次中間答申に基づきまして、その後、政府部内で調整した結果、NHK受信料全額免除世帯に3年間で最大260万世帯を対象に支援するというものでございまして、今回の答申におきましては、ワーキンググループを設置ということで、冒頭、わかりにくい説明で恐縮でございましたが、具体的には、例えばそういう生活保護世帯、その他のNHK受信料免除世帯、あるいはNHKと契約していない潜在的なそういう免除対象世帯に対して、どうやって周知していくかというような具体的方法を、専門家にワーキンググループをつくっていただきましてご議論いただきました結果を、48ページ以下に詳細にご報告をいただいているという状況でございます。

○大歳会長　よろしゅうございますか。

ほかにございますか。荒川委員、どうぞ。

○荒川委員　緊急地震速報の件ですが、先日NHK技研に見に行きましたら、技術的にはできるんですけども、これを受信できるテレビはいまだ売られていないと聞きましたが、教えていただけますか。今のデジタルテレビで緊急地震速報というのは受けられるのでしょうか。

○大歳会長　事務局、いかがでしょうか。

○山川情報流通行政局長　私からお答えいたします。

多分NHKでご説明をお受けになった方式につきましては、現在のテレビではなくて、新しい方式のデジタルテレビが必要になります。したがって、現在、緊急地震速報で2秒程度のおくれが生じまして、そのうちの1秒については、方式の変更により可能なんです。それについては、新しい方式のテレビが出てきて、それが広まるまで少し時間がかかるということでございます。したがって、私どもは、その方式が広がる前に、別途いろいろな手を使いまして、できるだけ緊急の1秒、2秒を短縮するように、例えばデータ放送の機能などを活用いたしまして、それまでの間は代替手段として別な手を打てるように考えてまいりたいと思っております。

○大歳会長　ありがとうございました。

はい、斎藤委員、どうぞ。

○斎藤委員　地デジに関して、フレームワーク、大変詳細にわたりおつくりいただいていると思います。が、私を含め一般の国民が地デジに対して冷やかな反応であるという

のはなぜかという、あまりその地デジによるメリットを実感できないからではないか
と思います。ですから、高齢者にわかりやすいようにと広報で、いろいろな工夫をして
いただいています。行政の果たすべき役割としては、もう一つ、地デジになるとこん
なに楽しいということをメッセージとして伝えていただきたいと思います。確かに、こ
れから必要である、役に立つというのは理論的にわかりますが、メカに弱い、ITに弱
い人たちは、一体何が違うんだろう、どこが楽しくなるんだろうということを全くわか
っていないのではないかと思います。

ですから、そのあたりの広報にもう少し力を入れていただきたいということと、同時
に、テレビを見たくなるようなソフトに、もう少し注力していただきたいと思います。
これは行政の方にお願ひすることではないのはわかっていますが、最近、あまり楽しい
番組はなく、テレビ離れが促進していると思いますので、そのあたりのこともちょっと
一言添えていただけたらなというふうに思いました。

○大歳会長　　どこかに発信側の内容に関する記述もあったと思いますが、事務局のほう
でご説明いただければと思います。

○吉田地上放送課長　　すいません、本文の37ページをごらんください。地デジの特性
を活かした番組づくりということで、現在、どのような取り組みが放送事業者で行われ
ているかということを書いておいて、まさに今ご指摘がございましたように、(2) 提言のところで、視聴者がデジタルテレビ等の初期費用を負担してでもデジ
タル放送を視聴したいと思うような番組づくりが不可欠であるということから、その放
送事業者がこういう取り組みをさらに強化していき、よりよい番組づくりなどにつつま
して、そういう自主的、積極的な取り組みを期待したいということで、もちろんこれは
放送事業者におきます自律的な番組編集の中で行っていくことですが、そういう
期待について、この答申の中にも盛り込んでいただいているところであります。

○大歳会長　　よろしいですか。ありがとうございました。

では、高橋委員。

○高橋委員　　関連で、一言添えさせていただきたいと思います。

先ほど、デジタルコンテンツの流通と促進の委員会のほうのお話をいたしましたけれ
ども、私はそちらのほうの委員でございますけど、まさに斎藤委員がおっしゃいました、
その番組の中身、放送、コンテンツの魅力ということは、そちらの委員会でも随分議論
しているところでもあります。地デジが高音質・高画質だけだったら高いお金を出し

て買おうという人はだれもあられないわけで、編集する楽しさとか、参加できる楽しさとか、そういうものがいくら待ってもなかなか出てこない状況にございまして、やはりセットでそちらのデジタルコンテンツをどうつくっていくのか、それをどう流通、促進させ、国民がそれを喜ぶかということに関して、より一層関係者の努力が必要なのではないかと思っております。

○大歳会長　　ありがとうございました。

服部委員、どうぞ。

○服部委員　　例えば携帯電話の場合ですと、アナログをデジタルにする、あるいはシステムをやめる場合に、何年何月に終了しますということを宣言して、例えユーザーが多少残っていても、終了するスキームができており、コンセンサスもできております。実際に、これまで実施もしております。それと同じ考えで、アナログテレビが何%残っていても、この日付で完全に終了しますという国民的合意形成の上の終了スキームはありますか。あるいは、別の考え方ですか。

○大歳会長　　吉田課長、お願いします。

○吉田地上放送課長　　まさに期限を決めましてという部分は同じでございます。2011年7月24日という期限を決めてございますが、当然、テレビというものにつきましては、ほとんどの世帯に今普及しているものでございますし、さまざまな情報の入手源として、生活に欠かせないものでございます。したがって、2011年7月24日という期限を決めまして、そこまでに国民一人一人がほんとうにデジタルに対応していただけるような努力を行うために、そのためにどういう取り組みをしていくべきかということを審議会のほうからもご提言いただいておりますし、我々としても最大限の取り組みを行っているところでございます。ですから、期限を決めまして、それまでにかかわらない方を放置するという考え方ではなくて、そこまでに皆さんにご対応いただけるよう、行政として、あるいは放送事業者として、あるいはそのほかの関係者のご協力もいただきながら、万全の取り組みを今行っておるという状況でございます。

○大歳会長　　よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

それでは、大体ご意見も出尽くしたようでありますので、本件につきましては、資料21-1-3のとおり中間答申することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

○佐野委員　もう一度確認させていただきたいんですけども、2011年に多くの方がまだそういう環境にないときには、今のお話ですと延期するという可能性もあるというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○大歳会長　事務局、どうぞ。

○吉田地上放送課長　まさにそういうことにならないようにきちんとやっていくということでございます。

○佐野委員　理解できないけど、わかりました。

○大歳会長　よろしいでしょうか。

それでは、本案をもって中間答申することといたします。

それでは、答申をいたしたいと思っておりますけれども、事務局から取り進めをお願いいたします。

○山根参事官　これからカメラ撮りのために報道関係者が入室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○大歳会長　よろしいですか。

それでは、諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について答申をいたします。

総務大臣

鳩山邦夫　殿

情報通信審議会

会長　大歳卓麻

答申書

平成16年1月28日付け諮問第8号「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、審議の結果、添付のとおり答申いたします。

よろしく申し上げます。

○鈴木総務審議官　ありがとうございます。

(答申書手交)

○大歳会長　それでは、ここで、鈴木総務審議官より、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○鈴木総務審議官　今、会長からご紹介いただきました鈴木でございます。

本来であれば、当然、鳩山大臣が答申を受け取らなければならないのですが、先週金曜日の夕刻に、きょうの予算委員会の質問通告がございまして、ちょうど4時10分から5時20分までが答弁時間になってしまいまして、申しわけございません、急遽、私が代理で受け取らせていただきました。

つきましては、大臣、出かける前にごあいさつなんていうのを用意してありまして、これをそのとおりに読めということでございまして、読ませていただきます。

委員の皆様には、平素より情報通信行政にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、大歳会長から2011年7月24日のアナログ放送終了までの間にすべての国民にデジタル化対応していただくための必要な施策について答申書をいただきました。

地上デジタル放送への完全移行は国策として推進しているものであり、本日の答申を十分に尊重し、私が先頭に立って2011年7月24日にデジタル放送に完全移行できるよう全力で取り組んでまいります。

特に、経済的困窮度が高い世帯への受信機購入等支援の実施方法については、答申を踏まえ、対象となる260万世帯に対する支援を着実に実施してまいります。また、実施に当たっては、地域の活性化にも貢献するよう工夫してまいります。

また、先日設置しました関係閣僚等で構成するデジタル放送移行完了対策推進会議においても、各省と連携し、万全の取り組みを行ってまいります。

大歳会長はじめ委員の皆様には、答申を取りまとめていただきましたことに厚く御礼申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

なお、大臣は常にあと何日ということを行っています、このあいさつの一番下にも終了まで790日と書いてあります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ほんとうにありがとうございました。

○大歳会長　　ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○大歳会長　　それでは、審議を再開いたします。

報告事項

ア. デジタル新時代に向けた新たな戦略について～緊急3カ年プラン～

○大歳会長 デジタル新時代に向けた新たな戦略について、総務省よりご説明をお願いいたします。

○谷脇情報通信政策課長 情報通信政策課長の谷脇でございます。

資料21-2、横長のものでございますけれども、デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～の概要について、ご説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、これまでの経緯でございます。国全体としてのICT戦略策定の経緯がそこに書かれてございます。もともと、2001年1月、e-Japan戦略をつくりまして、ブロードバンドインフラの整備を進めてまいりました。また、2003年7月にICTの利活用を重視した観点からの戦略がつけられております。また、現在の戦略は、2006年1月につけられましたIT新改革戦略に基づいて、ITによる構造改革を進めてきたところでございます。

しかしながら、ICT分野はネットの利用環境を含め技術革新も非常に激しい分野であること、それから、昨年の秋以降の金融危機など、現在の世界同時不況の状況を踏まえて、情報通信による経済の活性化が求められていることなどを勘案いたしまして、2010年度を待たず、緊急の3カ年の対策を含む新たな戦略、デジタル新時代に向けた新戦略をつくるという政府の方針になってきたわけでございます。

2ページにございますように、他の主要先進国等におきまして、現在の世界同時不況の中で、ICTを使った経済の活性化に向けた戦略づくりが進められております。

3ページでございます。昨年の12月19日、総理を本部長といたしますIT戦略本部におきまして、総理から新戦略の策定に向けた検討の指示がございました。

これを受けまして、今年の2月、専門調査会がIT戦略本部に設けられまして、東京電力の南顧問を座長といたしますこの専門調査会で、緊急3カ年プランについての議論が進められてまいりました。

4月9日、IT戦略本部におきまして、この緊急3カ年プランが決定をされ、その翌日、後ほどご紹介をいたします4月10日にまとめられました経済危機対策の中で、IT戦略本部において決定した3カ年緊急プランをはじめとする各種の施策を着実に実施するという方針が決定されたところでございます。

現在、IT戦略本部におきましては、後ほどご説明をいたします緊急3カ年プランを踏まえて、2015年ごろを目指した中長期の国としてのIT戦略の策定を進めているという段階でございます。

さて、4ページでございますけれども、今回決定をされましたIT戦略本部の3カ年緊急プランの概要でございます。現在の情報化関連投資の水準（約20兆円）を維持するために、今後3年間で3兆円の追加投資で、約50万人の雇用を創出するとしております。

その中身は、3つの柱で構成されております。1つ目が三大重点プロジェクトの推進ということでございまして、とりわけ電子政府、電子自治体、それから医療の情報化、教育の情報化という3つのプロジェクトでございます。2つ目の柱が、産業・地域の活性化、あるいは新産業の育成ということでございます。また、3番目として、あらゆる分野の発展を支えるデジタル基盤の整備という、この3本の柱で構成をされております。

5ページでございます。電子政府・電子自治体の推進につきましては、そこでございますような現状、例えば引っ越しなどにおいて多数の手続が必要でございますが、これをワンストップで実現していく、あるいは行政の見える化を実現していく、また企業負担の軽減を図っていく。こういったことを目指し、一番右側でございますように、国、地方自治体が対等に協議し、一体となって推進できる体制の整備、あるいは政府全体のチーフ・インフォメーション・オフィサーの設置等々がうたわれているところでございます。

また、健康分野におきましては、次の6ページでございますように、2015年を目指して、遠隔医療、あるいは生涯を通じた健康・疾病管理ができるような日本健康情報コミュニティ構想を実現していくということがうたわれてございます。

また、7ページでございますように、教育の分野におきましても、ICT、情報通信技術を活用して新しい教育基盤の整備、あるいは教員のデジタル活用指導力の向上等々を図っていくこととしております。また、こういった学校の取り組みを支援するためのサポートセンターの設置が左下でございます。また、ICTを使いこなす人材の育成ということで、その右側の下にあるような施策もうたわれているところでございます。

また、8ページでございますように、2つ目の柱として、産業・地域の活性化、あるいは新産業の育成ということで、ICTを使った環境問題への対応、あるいは、その左下でございますような、ITSといったような社会インフラの構築、高度化、中小企業支援、右のほうにまいりまして地域の活性化、そして右上でございますような国際連携の強化、とりわけセキュリティーの確保等々の分野、あるいは人材育成の分野等がうたわれております。

最後に、9ページをお開きいただきますと、こういった利活用を支えていくのは、当然デジタル基盤ということになってまいります。この基盤の整備を推進していく観点から、左上にごございますようなブロードバンドインフラの整備、あるいは、きょうご審議をいただきました地上デジタル放送への円滑な移行、右下にごございますような、新しい革新的なデジタル新技術を早く実用化していくための研究開発の加速化、左にごございますような地理空間情報の充実、こういったことがうたわれているところでございます。

以上、政府全体としての4月にまとめられましたIT本部の3カ年緊急プランの概要をご紹介しますいただきました。

以上でございます。

○大歳会長　　ありがとうございました。

ご意見、ご質問等がおありかと思うんですけれども、私の不手際で時間が押しておりますので、メールあるいは書面でお出しただければと思うんですが、どうしてもここで言っておきたいということがおありでしたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

イ．経済危機対策について（ICT関連）

○大歳会長　　それでは、次に経済危機対策につきまして、総務省よりご説明をお願いします。

○山根参事官　　情報通信国際戦略局参事官の山根でございます。

お手元の資料21-3、経済危機対策について（ICT関連）の資料で説明させていただきます。

経済対策につきましては、現下の経済状況を踏まえまして、去る4月10日、経済危機対策というタイトルで経済対策が取りまとめられております。これに基づきまして補正予算を編成いたしまして、4月27日、この国会に提出して、現在審議中でございます。その内容について簡単にご説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきますと、補正予算の中で、このテレコム関係のものを記載しておりまして、総計が2,760億円というふうになっております。

主な柱でございますが、2ページを見ていただきますと、インフラ関係で953億円。これまで総務省としてはブロードバンド・ゼロ地域の解消ということで取り組んでまい

りましたが、残った地域を解消するための事業費1,300億円、これの国費補助相当分について予算計上いたしております。それから、(2)としまして、携帯電話エリア整備の加速ということで453億円、離島のインフラ整備ということで67億円を計上しております。

それから、3ページが地上デジタル放送関係でございまして、先ほども話題になりましたが、デジタルテレビの購入支援、総務省分で750億円。これはエコポイント制度によりまして製品の5%相当。これはエアコン、冷蔵庫、テレビ。特にテレビにつきましては、さらに5%を上乗せ、リサイクル料金相当分も別途ということで、こういったものが予算に計上されております。

それから、公共施設のデジタル化関係では、総務省以外の省庁も所管の施設について予算要求を行っております。

それから、送受信対策ということで、従来の施策をさらに加速化して送受信対策をとるというための予算を計上しております。

エコポイント制度については、後ほど5ページをごらんいただきたいと思います。

6ページが、インフラを使ってさらに国民の安全・安心を実感できる街づくりということで、ユビキタスタウン構想というものの予算。ICTの集中的な利活用を推進するために必要な経費ということで242億円を計上しております。

それから、7ページがコンテンツの関係でして、地域の情報発信力の強化。地域発の放送コンテンツを作成し、全国、海外へ発信するための事業ということで、約60億円を計上しております。

それから、8ページが研究開発関連でございまして、デジタル新産業、これは未来に向けた投資ということで、これまでの主要プロジェクトを前倒しする、もしくはクラウドコンピューティングといった新たな技術に対して研究開発を行うといったことで500億円弱の予算を計上しているところでございます。

最後に、先ほど新戦略の説明の中でも出てまいりましたが、電子行政への推進。特に最近のクラウド技術との融合ということで、一部再掲でございますが、こういった形で整理したものもつけさせていただきます。

以上でございます。

○大歳会長　ありがとうございました。

こちらはまさに今の話でありますので、どうしてもという方がいらっしゃいましたら

ご意見、ご質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ちょっと時間は過ぎておりますけれども。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から全般にわたって何かございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。

○山根参事官　　ございません。

○大歳会長　　いいですか。

閉　　会

○大歳会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。大変お忙しい中、多くの委員の方にご参加いただきまして、ほんとうにありがとうございます。それから、各部会、ワーキンググループ等でも大変活発な議論をほんとうにありがとうございました。

次回の日程につきましては、別途確定になり次第、事務局から改めてご連絡差し上げますので、よろしくをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。